

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規約を同表の改正後の欄に掲げる規約に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)(以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)第 155 条第 1 項に規定する後期高齢者医療広域連合が委託する後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の 2 介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による<u>第 1 号事業</u>支給費の請求に関する審査及び支払並びに介護予防・日常生活支援</p>	<p>(事業)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)(以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。)第 155 条第 1 項第 1 号に規定する後期高齢者医療広域連合が委託する後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務</p> <p><u>(2) 高齢者医療確保法第 155 条第 1 項第 2 号の規定による特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他関係者の連絡調整及び保険者に対する必要な助言又は援助</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の 2 介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用 (以下「<u>介護予防・日常生</u></p>

改正後	改正前
<p>総合事業の実施に必要な費用（以下「介護予防・日常生活支援総合事業費」という。）の支払決定に係る審査及び支払であって、厚生労働省令で定められた事務</p> <p>(2) 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは<u>地域密着型介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス</u>に関する費用の審査及び支払に関する事務</p> <p>(3) 介護保険法第176条第1項第3号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援<u>その他法令又は通知で定めるサービス</u>の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者<u>その他法令又は通知で定める事業者</u>に対する必要な助言及び指導</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6章の2 <u>介護給付費等審査委員会</u> (<u>介護給付費等審査委員会</u>)</p>	<p>活支援総合事業費」という。)の支払決定に係る審査及び支払であって、厚生労働省令で定められた事務。</p> <p>(2) 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、<u>介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス</u>に関する費用の審査及び支払に関する事務</p> <p>(3) 介護保険法第176条第1項第3号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業に対する必要な助言及び指導</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第6章の2 <u>介護給付費審査委員会</u> (<u>介護給付費審査委員会</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第 34 条の 2 介護保険法第 179 条に規定する<u>介護給付費等審査委員会</u>は、それぞれ 6 名以内の同数の介護給付等対象サービス担当者又は<u>介護予防・日常生活支援総合事業担当者</u>を代表する委員、市町を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>介護給付費等審査委員会</u>に関して、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第 34 条の 2 介護保険法第 179 条に規定する<u>介護給付費審査委員会</u>は、それぞれ 6 名以内の同数の介護給付等対象サービスを代表する委員、市町を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>介護給付費審査委員会</u>に関して、必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 20 日から施行し、同月 1 日から適用する。